

5 7 サービス種類相互の算定関係

- 利用者が、短期入所生活介護などのサービスを受けている間は訪問看護費を算定しない。
- 介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び短期入所療養介護については、入所（入院）当日の入所（入院）前に利用した訪問看護費は算定できる。
- また、退所・退院した日については、厚生労働大臣が定める状態にある利用者に限り、訪問看護費を算定できる。
- 施設入所（入院）者の外泊時又は試行的退所時は算定できない。

【根拠法令】

平成12年厚生省告示第19号別表(3 訪問看護費)	平成12年老企第36号通知（第二の4 訪問看護費）
注19 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護（法第8条第15項第1号に該当するものに限る。）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問看護費は、算定しない。	(20) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び医療機関を退所・退院した日の訪問看護の取り扱い 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院及び医療機関を退所・退院した日については、第2の1の(3)に関わらず、厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示(※)第6号を参照のこと。)にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者に関り、訪問看護費を算定できることとする。 なお、短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)においても同様である。 第二 居宅サービス単位数表に関する事項 1 通 則 (3) 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について 介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院の退所(退院)日又は短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所(退院日)に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。 また、入所(入院)当日であっても当該入所(入院)前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所(入院)前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。 また、施設入所(入院)者が外泊又は介護保健施設、経過的介護療養型医療施設若しくは介護医療院の試行的を行っている場合には、外泊時又は試行的退所時に居宅サービスは算定できない。
(介護予防)平成18年厚生労働省告示第127号 別表2 注15	(介護予防)平成18年老計発第0317001号通知第二の3(21)

※利用者等告示:平成27年厚生労働省告示第94号

●介護保険最新情報 vol.151「介護報酬等に係る Q&A」((平成 15 年 5 月 30 日)	
【老人訪問看護指示加算】	
(問11) 入所(院)の選定する訪問看護ステーションが老人保健施設(介護療養型医療施設)に併設する場合も算定できるか。	(答) 退所(院)時に1回を限度として算定できる。
【退院日における訪問看護】	
(問13) 老人保健施設や介護療養型医療施設の退所(退院)日においても、特別管理加算の対象となりうる状態の利用者については、訪問看護が算定できることになったが、他の医療機関を退院した日についても算定できるか。	(答) 算定できる。
【医療保険の訪問看護との関係】	
(問14) 医療保険による訪問診療を算定した日において、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーションを行った場合、医療保険と介護保険についてそれぞれ算定できるか。	(答) 医療保険による訪問診療を算定した日において、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーションが別の時間帯に別のサービスとして行われる場合に限りそれぞれ算定できる。
【入院患者の外泊中のサービス提供】	
(問15) 医療保険適用病床の入院患者が外泊中に介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーションを算定できるか。	(答) 医療保険適用病床の入院患者が外泊中に受けた訪問サービスは介護保険による算定はできないため、ご指摘の場合は算定できない。

●介護保険最新情報 vol.69「平成 21 年 4 月改定関係 Q&A (vol.1) について」 (平成 21 年 3 月 23 日)	
【認知症対応型共同生活介護利用者への訪問看護】	
(問12) 認知症対応型共同生活介護の利用者が急性増悪等により訪問看護を利用した場合の取扱いについて	(答) 急性増悪等により訪問看護が必要となり、医師の指示書および特別訪問看護指示書の交付を受けて、訪問看護ステーションから訪問看護を行った場合は、指示の日から14日間を上限として、医療保険において訪問看護療養費を算定できる。医療機関においては在宅患者訪問看護・指導料を算定できる。

58 初回加算 ※区分支給限度基準額の算定対象外

○新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合、初回若しくは初回の訪問看護を行った月に所定単位数を算定する。
○上記の内、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に看護師が訪問する場合は初回加算(Ⅰ)、それ以外の場合は初回加算(Ⅱ)を算定する。
【指導事例】
* 新規に訪問看護計画書を作成せずに、初回訪問看護を行い、初回加算を算定していた。
* 前回のサービス提供から経月で二経月経過していない利用者に対し、初回加算を算定していた。
* 医療保険に引き続き介護保険からサービス提供している利用者に対し、初回加算を算定していた。

【根拠法令】

平成12年厚生省告示第19号別表(3 訪問看護費)	平成12年老企第36号通知 (第二の4 訪問看護費)
ニ 初回加算 300単位 (1) 初回加算(Ⅰ) 350単位 (2) 初回加算(Ⅱ) 300単位 注1 (1)について、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(2)を算定している場合は、算定しない。 2 (2)について、指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。	(25) 初回加算について ① 本加算は、利用者が過去二月間(経月)において、当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。 ② 病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に看護師が訪問する場合に初回加算(Ⅰ)を算定する。 ③ 初回加算(Ⅰ)を算定する場合は、初回加算(Ⅱ)は算定しない。
(介護予防)平成18年厚生労働省告示第127号 別表2 ハ	(介護予防)平成18年老計発第0317001号通知第二の3(19)

●介護保険最新情報 vol.267「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A」(平成 24 年 3 月 16 日)

【初回加算】	
(問36) 一つの訪問看護事業所の利用者が、新たに別の訪問看護事業所の利用を開始した場合に、別の訪問看護事業所において初回加算を算定できるのか。	(答) 算定可能である。
(問37) 同一月に、2ヵ所の訪問看護事業所を新たに利用する場合、それぞれの訪問看護事業所で初回加算を算定できるのか。	(答) 算定できる。
(問38) 介護予防訪問看護を利用していた者が、要介護認定の更新等にもない一体的に運営している訪問看護事業所からサービス提供を受ける場合は、過去2月以	(答) 算定できる。訪問介護の初回加算と同様の取扱いであるため、平成21年Q&A(vol.1)問33を参考にされたい。

内に介護予防訪問看護の利用がある場合でも初回加算は算定可能か	
--------------------------------	--

●介護保険最新情報 vol.69 （平成 21 年 3 月 23 日）「平成 21 年 4 月改定関係 Q&A （vol.1）」	
(問33) 初回加算を算定する場合を具体的に示されたい。	(答33) 初回加算は過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるが、この場合の「二月」とは暦月（月の初日から月の末日まで）によるものとする。 したがって、例えば、4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合となる。 また、次の点にも留意すること。 ① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。 ② 一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わないこと（介護予防訪問介護費の算定時においても同様である。）

5.9 退院時共同指導加算 ※区分支給限度基準額の算定対象外

- 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院・入所中の者に対して、看護師等（准看護師を除く）が主治医その他の職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した後に、当該者の退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合、退院・退所につき1回（特別な管理を必要とする者について、複数日に退院時共同指導を行った場合は2回）に限り所定単位数を算定する。
- 介護保険で退院時共同指導加算を請求する場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護及び医療保険における退院時共同指導加算は算定できない。
- 初回加算を算定する場合は、算定できない。
- 【指導事例】
- * 退院時共同指導の内容を、文書により利用者等へ交付していなかった。
 - * 退院時共同指導の内容の文書を、退院後、訪問看護を行った日に利用者に提供している。
 - * 退院時共同指導の内容を、訪問看護記録書に記録していなかった。

【根拠法令】

平成12年厚生省告示第19号別表(3 訪問看護費)	平成12年老企第36号通知（第二の4 訪問看護費）
ホ 退院時共同指導加算 600単位 注 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従事者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。ただし、ニの初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。	(26) 退院時共同指導加算について ① 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護を実施した場合に、一人の利用者に当該者の退院又は退所につき1回（厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示（※）第6号を参照のこと。）にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回）に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算は、初回の訪問看護を実施した日に算定すること。 なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。 また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ② 2回の当該加算の算定が可能である利用者（①の厚生労働大臣が定める状態の者）に対して複数の訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。 ③ 複数の訪問看護ステーション等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関、介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の訪問看護ステーション等に

	おける退院時共同指導の実施の有無について確認すること。 ④ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できないこと(②の場合を除く。)。 ⑤ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。
(介護予防)平成18年厚生労働省告示第127号 別表2 ニ	(介護予防)平成18年老計発第0317001号通知 第二の3(24)

※利用者等告示:平成 27 年厚生労働省告示第 94 号

●介護保険最新情報 vol.267 「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A」(平成 24 年 3 月 16 日)	
【退院時共同指導加算】	
(問39) 退院時共同指導を実施した2ヶ月後に退院後初回の訪問看護を行った場合は退院時共同指導加算を算定できるのか。	(答) 算定できない。退院後初回の訪問看護を行った月の同一月若しくは前月に退院時共同指導を実施した場合に算定できる。
(問40) 退院時共同指導加算を2ヵ所の訪問看護ステーションで算定できるのか。	(答) 退院時共同指導加算は、1回の入院について1回に限り算定可能であるため、1ヵ所の訪問看護ステーションのみで算定できる。ただし、特別管理加算を算定している状態の利用者(1回の入院につき2回算定可能な利用者)について、2ヵ所の訪問看護ステーションがそれぞれ別の日に退院時共同指導を行った場合は、2ヵ所の訪問看護ステーションでそれぞれ1回ずつ退院時共同指導加算を算定することも可能である。

(問41) 退院時共同指導加算は、退院又は退所1回につき1回に限り算定できるとされているが、利用者が1ヶ月に入退院を繰り返した場合、1月に複数回の算定ができるのか。	(答) 算定できる。ただし、例2の場合のように退院時共同指導を2回行った場合でも退院後1度も訪問看護を実施せず再入院した場合は、退院時共同指導加算は1回のみ算定できる。 (例1)退院時共同指導加算は2回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→訪問看護の提供→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施 (例2)退院時共同指導加算は1回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施
--	--

●介護保険最新情報 vol.1225 「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q&A」(令和 6 年 3 月 15 日)

【退院時共同指導加算】

(問 48) 退院時共同指導の内容を文書以外の方法で提供する場合、指導の内容を電話に伝 達してもよいのか。	(答) 元来、退院時共同指導の内容を文書により提供していたことを鑑みれば、電話による伝 達ではなく、履歴が残る電子メール等の電磁的方法により指導内容を提供することが想定される。
(問49) 退院時共同指導の内容を文書以外の方法で提供する場合、利用者やその家族の同 意は必要か。	(答) 必要。利用者やその家族によっては、退院共同指導の内容の提供を受ける手段として電 磁的方法ではなく文書による提供を希望する場合も考えられるため、希望に基づき対応 すること。

(問50) 退院時共同指導の内容を電子メールで送信できたことが確認できれば退院時共同指導加算の算定は可能か。	(答) 不可。電子メールで送信した後に利用者またはその家族が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて訪問看護記録書に記録しておく必要がある。
--	---

60 看護・介護職員連携強化加算

※区分支給限度基準額の算定対象外

- 指定訪問介護事業所と連携し、訪問介護員等に対して、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等と同行し、利用者の居宅において業務の実施状況を確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に、1月に1回に限り所定単位数を算定する。
- 当該加算は訪問介護員等のたんの吸引等の技術不足を補うために同行訪問を実施することを目的としたものではないため、訪問介護員等の基礎的な技術取得や研修目的で同行訪問を実施した場合は、当該加算及び訪問看護費は算定できない。

【根拠法令】

平成12年厚生省告示第19号別表(3 訪問看護費)	平成12年老企第36号通知 (第二の4 訪問看護費)
へ 看護・介護職員連携強化加算 250単位 注 指定訪問看護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録又は同法附則第20条第1項の登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合は、1月に1回に限り所定単位数を加算する。	(27) 看護・介護職員連携強化加算について ① 看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等と同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定する。なお、訪問介護員等と同行訪問した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。 ② 当該加算は、①の訪問介護員等と同行訪問を実施した日又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算する。 ③ 当該加算は訪問看護が24時間行える体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算を届け出をしている場合に算定可能である。 ④ 訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護員等と同行し、たんの吸引等の実施状況を確認する際、通常の訪問看護の提供以上に時間を要した場合であっても、ケアプラン上に位置づけられた訪問看護費を算定する。 ⑤ 当該加算は訪問介護員等のたんの吸引等の技術不足を補うために同行訪問を実施することを目的としたものではないため、訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は、当該加算及び訪問看護費は算定できない。
(介護予防) 該当なし	

●介護保険最新情報 vol.267「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A」（平成 24 年 3 月 16 日）

【看護・介護職員連携強化加算】

(問42) 看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護を実施していない月でも算定できるのか。	(答) 訪問看護費が算定されない月は算定できない。
(問44) 看護・介護職員連携強化加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同行訪問や会議に出席した場合でも算定できるのか。	(答) 算定できない。
(問45) 利用者の居宅を訪問し、介護職員のたんの吸引等の実施状況を確認した場合、当該時間に応じた訪問看護費は算定できるのか。	(答) 算定できる。ただし、手技の指導が必要な場合に指導目的で同行訪問を行った場合は、訪問看護費は算定できない。この場合の費用の分配方法は訪問介護事業所との合議により決定されたい。
(問46) 看護・介護職員連携強化加算を算定する場合は緊急時訪問看護加算を算定している必要があるのか。	(答) 緊急時の対応が可能であることを確認するために緊急時訪問看護加算の体制の届け出を行うことについては看護・介護職員連携強化加算の要件としており、緊急時訪問看護加算を算定している必要はない。

●介護保険最新情報 vol.273「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A（vol.2）」（平成 24 年 3 月 30 日）

【看護・介護職員連携強化加算】

(問4) 利用者が月の途中で医療保険の訪問看護の対象となった場合は看護・介護職員連携強化加算を算定できるのか。	(答) 介護保険の訪問看護の利用期間中に、介護職員と同行訪問又は会議を行った場合は算定できる。
--	--

6 1 看護体制強化加算

※区分支給限度基準額の算定対象外

○別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い1月につき所定単位数を加算する。

【根拠法令】

平成12年厚生省告示第19号別表(3 訪問看護費)	平成12年老企第36号通知 (第二の4 訪問看護費)
ト 看護体制強化加算 注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 看護体制強化加算(Ⅰ) 550単位 (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) 200単位 平成27年厚生労働省告示第95号 9 訪問看護費における看護体制加算の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること イ 看護体制強化加算(Ⅰ) (1) 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス 等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注 12 に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 (2) 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注 13 に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。 (3) 算定日が属する月の前 12 月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注 15 に係る加算をいう。ロ(2)において同じ。)を算定した利用者が5名以上であること。 (4) 当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する看護師等をいう。以下この号において同じ。)の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の占める割合が百分の六十以上であること。	(28) 看護体制強化加算について ① 大臣基準告示(※)第9号イ(1)(-)の基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出すること。 ア 指定訪問看護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数 イ 指定訪問看護事業所における実利用者の総数 ② 大臣基準告示第9号イ(1)(-)の基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出すること。 ア 指定訪問看護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数 イ 指定訪問看護事業所における実利用者の総数 ③ ①及び②に規定する実利用者数は、前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。そのため、①及び②に規定する割合の算出において、利用者には、当該指定訪問看護事業所を現に利用していない者も含むことに留意すること。 ④ 看護職員の占める割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前月(暦月)の平均を用いることとする。なお、当該割合が100 分の60 から1割を超えて減少した場合(100 分の54 を下回った場合)には、その翌月から看護体制強化加算を算定できないものとし、1割の範囲内で減少した場合(100 分の54 以上100 分の60 未満であった場合)には、その翌々月から当該加算を算定できないものとする(ただし、翌月の末日において100 分の60 以上となる場合を除く。) ⑤ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該指定訪問看護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ること。 ⑥ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、医療機関との連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。 ⑦ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、大臣基準告示第9号イ(1)(-)、イ(1)(-)及びイ(1)(-)の割合並びにイ(1)(-)及びロ(1)

ただし、同項に規定する指定訪問看護事業者が、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第六十三条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準第六十二条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあつては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。 ロ 看護体制強化加算(Ⅱ) (1) イ(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 算定日が属する月の前 12 月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 (看護体制強化加算の係る経過措置) 令和5年3月31日において現にこの加算を算定している指定訪問看護ステーション又は指定介護予防訪問看護ステーションであつて、令和5年4月1日以後に、看護職員の離職等によりイ(4)のに適合しなくなったものが、看護職員の採用に関する計画を都道府県知事に届け出た場合には、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当該基準にかかわらず、当該加算を算定することができる。	(二)の人数について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合及び人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第一の5に規定する届出を提出しなければならないこと。 ⑧ 看護体制強化加算は、訪問看護事業所の利用者によって(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該訪問看護事業所においていずれか一方のみを選択し、届出を行うこと。
(介護予防)平成18年厚生労働省告示第127号 別表2 ホ	(介護予防)平成18年老計発第0317001号通知第二の3(25)

※大臣基準告示：平成27年厚生労働省告示第95号

●介護保険最新情報 vol. 629 「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A」(平成 30 年 3 月 23 日)

【看護体制強化加算】

(問 9)

看護体制強化加算の要件として、「医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保。育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。」ことが示されたが、具体的にはどのような取組が含まれるのか。

(答)

当該要件の主旨は、看護体制強化加算の届出事業所においては、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みが期待されるものとして示されたものであり、例えば、訪問看護ステーション及び医療機関の訪問看護事業所間において相互の研修や実習等の受入、地域の医療・介護人材育成のための取組等、地域の実情に応じた積極的な取組が含まれるものである。

(問 10)

留意事項通知における「前 6 月間において、当該事業所が提供する訪問看護を 2 回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を 2 回以上算定した者であっても、1 として数えること」とは、例えば、1～6 月にかけて継続して利用している利用者 A は 1 人、1 月に利用した利用者 B も 1 人と数えるということの良いか。

(答)

貴見のとおりである。具体的には下表を参照のこと。

例) 特別管理加算を算定した実利用者の割合の算出方法

【サービス提供情報】7 月に看護体制強化加算を算定

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
利用者 A	○	○	○	○	○	○
利用者 B	◎ (Ⅰ)					
利用者 C			○	(入院等)	(入院等)	◎ (Ⅱ)

○指定訪問看護の提供が 1 回以上あった月

◎特別管理加算を算定した月

【算出方法】

① 前 6 月間の実利用者の総数 = 3

② ①のうち特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定した実利用者数 = 2

→ ①に占める②の割合 = $2 / 3 \geq 30\%$ …算定要件満たす

●介護保険最新情報 vol. 629 「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A」(平成 30 年 3 月 23 日)

【看護体制強化加算】

(問 1 1)

仮に、7 月に算定を開始する場合届出の内容及び期日はどうなるのか。

(答)

- ・看護体制強化加算の算定にあたっては「算定日が属する月の前 6 月間」において特別管理加算及び緊急時訪問看護加算を算定した実利用者の割合を算定する必要がある。
- ・仮に、7 月に算定を開始する場合は、6 月 15 日以前に届出を提出する必要があるため、6 月分は見込みとして 1 月・2 月・3 月・4 月・5 月・6 月の 6 月間の割合を算出することとなる。
- ・なお、6 月分を見込みとして届出を提出した後に、加算が算定されなくなる状況が生じた場合には、速やかにその旨を届出すること。

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	15 日以前に届出が必要。届出日以降分は見込みで割合を算出する。	算定月

(問 1 2)

平成 30 年 3 月時点で看護体制強化加算を届出しているが、平成 30 年 4 月以降も看護体制強化加算を算定する場合については、実利用者の割合の算出方法が変更になったことから、新たに届出が必要となるのか。

(答)

貴見のとおりである。新たな算出方法で計算したうえで改めて届出する必要がある。なお、3 月分を見込みとして届出を提出した後に、新たに加算が算定されなくなる状況が生じた場合には、速やかにその旨を届出すること。。

(問 1 3)

平成 30 年 4 月から算定する場合には、平成 29 年 10 月からの実績を用いることになるのか。

(答)

貴見のとおりである。

●介護保険最新情報 vol. 629「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A」（平成 30 年 3 月 23 日）

【看護体制強化加算】

（問14）

1つの訪問看護事業所で看護体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を同時に届出することはできないが、例えば、加算（Ⅱ）を届出している事業所が、加算（Ⅰ）を新たに取る場合には、変更届けの提出が必要ということでしょうか。

（答）

貴見のとおりである。

●介護保険最新情報 vol. 952「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 3）」（令和 3 年 3 月 26 日）

【看護体制強化加算】

（問 1 1）

看護体制強化加算に係る経過措置について、令和5年4月1日以後に「看護職員の離職等」により基準に適合しなくなった場合の経過措置で、看護職員の採用に関する計画について具体的な様式は定められているのか。

（答）

様式は定めていない。

●介護保険最新情報 vol. 965「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 5）」（令和 3 年 4 月 9 日）

【看護体制強化加算】

（問1）

看護体制強化加算に係る経過措置について、令和5年4月1日以後に「看護職員の離職等」により基準に適合しなくなった場合の経過措置が示されているが、看護職員の離職以外にどのようなものが含まれるのか。

（答）

看護職員の離職以外に、看護職員の病休、産前産後休業、育児・介護休業又は母性健康管理措置としての休業を取得した場合が含まれる。

6 2 口腔連携強化加算【新設】

※区分支給限度基準額の算定対象外

○次の条件を備えた場合に加算対象となる。

電子情報処理組織を使用し都道府県知事に対し届出を行った従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科及び介護支援専門員に結果の情報提供を行ったとき、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

【根拠法令】

平成12年厚生省告示第19号	平成27年厚生労働省告示第93号
チ 口腔連携強化加算 50 単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として1月に1回に限り所定単位数を加算する。	
(介護予防)平成18年厚生労働省告示第127号 別表2 注9	(介護予防)平成18年老計発第0317001号通知第二の3(15)

6.3 サービス提供体制強化加算 ※区分支給限度基準額の算定対象外

○次の条件を備えた場合に加算対象となる。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）については、（１）～（４）

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）については、（１）～（３）及び（５）

（１）すべての看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施すること

（２）すべての看護師等による技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと

（３）すべての看護師等に対し、健康診断等を少なくとも１年に１回、実施すること

（４）看護師等の勤続年数について、７年以上の者が３割以上であること

（５）看護師等の勤続年数について、３年以上の者が３割以上であること

【指導事例】

* 看護師等ごとの研修計画を作成していなかった。

【根拠法令】

平成12年厚生省告示第19号別表(3 訪問看護費)	平成12年老企第36号通知(第二の4 訪問看護費)
リ サービス提供体制強化加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準(※)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従いイ及びロについては1回につき、ハについては次に掲げる単位を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) イ又はロを算定している場合。 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3単位 (2) ハを算定している場合。 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 50単位 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 25単位	(30) サービス提供体制強化加算について 3(12)を参照のこと。 第二の3 (12) サービス提供体制強化加算について ① 研修について 看護師等ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 ② 会議の開催について 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる看護師等のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。 なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況

(※)平成27年厚生労働省告示第95号 10 訪問看護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 イ 指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)の全ての看護師等(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。 ハ 当該指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に行うこと。 ニ 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	・その他サービス提供に当たって必要な事項 ③ 健康診断等について 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない看護師等も含めて、少なくとも一年以内ごとに一回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が一年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。 ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(三月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。 なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。 ⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。 ⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 ⑧ 同一の事業所において介護予防訪問看護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。
(介護予防)平成18年厚生労働省告示第127号 別表2 へ	(介護予防)平成18年老計発第0317001号通知 第二の3(22)

●介護保険最新情報 vol.69「平成 21 年 4 月改定関係 Q&A（vol.1）について」（平成 21 年 3 月 23 日）

【計画的な研修の実施に係る要件の留意事項】

(問3) 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	(答) 訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。以下問3及び問4において同じ。)ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。 また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。 なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。
---	--

【定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項】

(問4) 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。	(答) 本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。 また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断(他の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)
---	---

●介護保険最新情報 vol.69「平成 21 年 4 月改定関係 Q&A（vol.1）について」（平成 21 年 3 月 23 日）

【勤続年数の通算】

(問5) 同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。	(答) 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。
---	---

【産休・病欠等の期間の勤続年数への参入】

(問6) 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。	(答) 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。
--	---

6 4 訪問看護ステーションにおける衛生材料等の取扱いについて

○利用者が主治医から必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料の支給を受けていることを確認のうえ、訪問看護を実施します。

【根拠法令】

平成15年 保医発第0331014号課長通知「訪問看護ステーションにおける衛生材料等の取扱いについて」 標記については、「診療報酬点数表(平成6年3月厚生省告示第54号)及び老人診療報酬点数表(平成6年3月厚生省告示第72号)の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(保医発第0308001号)及び「保険医療機関等において患者から求めることができる実費について」(平成12年11月10日保険発第186号)により取扱われているところであるが、今般、下記について関係者に対し改めて周知徹底を図らねたい。 記 在宅療養指導管理料は必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定することとなり、保険医療機関は訪問看護ステーションとの連携等により、在宅医療に必要な衛生材料等の量の把握に努め、十分な量の衛生材料等を支給すること。
--

6 5 訪問看護と連続して行われる死後の処置について

- 死後の処置については、指定訪問看護の提供に係るものでない。
- ただし、訪問看護の提供と連続して行われたものについては、交通費、おむつ代等に準ずるものとして、実費相当額の支払いを受けることができる。
- 費用については、あらかじめ家族などに説明のうえ、同意を得るとともに領収書を交付すること。

【根拠法令】

平成12年 老健第85号課長通知「指定訪問看護と連続して行われる死後の処置の取扱いについて」
指定訪問看護又は指定老人訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)と連続して行われるいわゆる死後の処置については、「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成12年3月31日保発第70号・老発第397号)の第三の4(9))①ハにおいて、実費相当額を徴収することができる旨、通知したところであるが、さらに、その取扱いについては左記に留意し、その実施に遺憾のないように関係者に対して周知徹底を図られたい。 一 死後の処置については、指定訪問看護等の提供に係るものではないが、指定訪問看護等の提供と連続して行われるものに要する費用については、指定訪問看護等の提供に係る交通費、おむつ代等に要する費用に準ずるものとして取り扱うこととしたこと。 二 死後の処置のみのサービス提供は、費用を徴収できる「死後の処置」に含まれないものとする。 三 死後の処置とは、消毒液等での清拭、遺体の排出物・分泌物等への処置等を行うものであること。 四 費用の徴収については、死後の処置のサービスを提供する前に、あらかじめ家族等に対し、その内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならないこと。また、家族等から費用の支払を受ける場合には、費用の細目を記載した領収書を交付する必要があること。

その他

●介護保険最新情報 vol.71「介護報酬等に係る Q&A vol.2」(平成 12 年 4 月 28 日)

【同一日に医療保険と介護保険の両方の請求】	
(問 I (1)①3) 午前中に「訪問診療」を実施し、午後に「訪問看護」及び「訪問リハビリ」を行った場合に、医療保険と介護保険それぞれに請求を行うことが可能か。	(答) 医療保険による訪問診療と介護保険による訪問看護(要介護者、要支援者に行われる訪問看護は癌末期、神経難病など一定の疾病の状態にある場合や急性増悪等の場合を除き、介護保険からの給付となる)、訪問リハビリが別の時間帯に別のサービスとして行われる場合、それぞれが算定できる。
【訪問看護ステーションと保険医療機関とが医療保険でいう「特別な関係」にある場合の介護給付費の算定】	
(問 I (1)③1) 訪問看護ステーションと医療保険でいう「特別な関係」にある保険医療機関において、医療機関が居宅療養管理指導費(介護保険)を算定した日と同一日に訪問看護ステーションの訪問看護費(介護保険)の算定は可能か。	(答) 別の時間帯に別のサービスとして行われた場合、可能である。

●介護保険最新情報 vol.151「介護報酬等に係る Q&A」((平成 15 年 5 月 30 日)	
【難病患者等の利用】	
(問16) 利用者が末期がん患者や神経難病など難病患者等の場合の取扱いについて	(答) 利用者が末期がん患者や難病患者等の場合は、訪問看護は全て医療保険で行い、介護保険の訪問看護費は算定できない。

●介護保険最新情報 vol. 952「令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 3)」(令和3年3月26日)	
【利用開始した月から12月を超えた場合の減算】(介護予防訪問看護)	
(問 121) 介護予防訪問・通所リハビリテーション及び介護予防訪問看護からの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問について、当該事業所においてサービスを継続しているが、要介護認定の状態から要支援認定へ変更となった場合の取扱い如何。	(答) ・ 法第 19 条第2項に規定する要支援認定の効力が生じた日が属する月をもって、利用が開始されたものとする。 ・ ただし、要支援の区分が変更された場合(要支援1から要支援2の変更及び要支援2から要支援1への変更)はサービスの利用が継続されているものとみなす。

●介護保険最新情報 vol. 966「令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 6)」(令和3年4月15日)	
【利用開始した月から12月を超えた場合の減算】(介護予防訪問看護)	
(問 4) 介護予防訪問・通所リハビリテーション及び介護予防訪問看護からの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問について、12 月以上継続した場合の減算起算の開始時点はいつとなるのか。	(答) ・ 当該サービスが開始した日が属する月となる。。 ・ 当該事業所のサービスを利用された月を合計したものを利用期間とする。

訪問看護計画書

利用者氏名		生年月日	年	月	日	() 歳
要介護認定の状況	要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)					
住 所						
看護・リハビリテーションの目標						
年 月 日	療養上の課題・ 支援内容					評価
衛 生 材 料 等 が 必 要 な 処 置 の 有 無						有 ・ 無
処置の内容		衛生材料 (種類・サイズ) 等			必要量	
備考 (特別な管理を要する内容、その他留意すべき事項等)						
作成者 ①	氏 名 :		職 種 : 看護師・保健師			
作成者 ②	氏 名 :		職 種 : 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士			

上記の訪問看護計画書に基づき指定訪問看護又は看護サービスの提供を実施いたします。

年 月 日

事業所名
管理者氏名

殿

(別紙様式 16)

訪問看護指示書 在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

点滴注射指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

患者氏名			生年月日	年	月	日	(歳)			
患者住所	電話 () -									
主たる傷病名	(1)		(2)		(3)					
傷病名コード										
現在の状況 (該当項目に○等)	病状・治療 状態									
	投与中の薬剤 の用量・用法	1. 2.		3. 4.		5. 6.				
	日常生活 自立度	寝たきり度	J 1	J 2	A 1	A 2	B 1	B 2	C 1	C 2
		認知症の状況	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	
	要介護認定の状況	要支援 (1 2)		要介護 (1 2 3 4 5)						
	褥瘡の深さ	DESIGN-R2020 分類 D 3 D 4 D 5 NPUAP 分類 III度 IV度								
	装着・使用 医療機器等	1. 自動腹膜灌流装置 2. 透析液供給装置 3. 酸素療法 (l / min) 4. 吸引器 5. 中心静脈栄養 6. 輸液ポンプ 7. 経管栄養 (経鼻 ・ 胃瘻 : サイズ , 日に 1 回交換) 8. 留置カテーテル (部位 : サイズ , 日に 1 回交換) 9. 人工呼吸器 (陽圧式 ・ 陰圧式 : 設定) 10. 気管カニューレ (サイズ) 11. 人工肛門 12. 人工膀胱 13. その他 ()								
留意事項及び指示事項										
I 療養生活指導上の留意事項										
II 1. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護 (1 日あたり () 分を週 () 回) 2. 褥瘡の処置等 3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理 4. その他										
在宅患者訪問点滴注射に関する指示 (投与薬剤・投与量・投与方法等)										
緊急時の連絡先 不在時の対応										
特記すべき留意事項 (注: 薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。)										
他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有 : 指定訪問看護ステーション名) たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示 (無 有 : 訪問介護事業所名)										

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

医療機関名

住 所

電 話

(FAX.)

医師氏名

印

事業所

殿

(別紙様式 18)

特 別 訪 問 看 護 指 示 書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

特別看護指示期間 (年 月 日 ～ 年 月 日)

点滴注射指示期間 (年 月 日 ～ 年 月 日)

患者氏名	生年月日 年 月 日 (歳)
病状・主訴： 一時的に訪問看護が頻回に必要な理由：	
留意事項及び指示事項 (注：点滴注射薬の相互作用・副作用についての留意点があれば記載して下さい。)	
点滴注射指示内容 (投与薬剤・投与量・投与方法等)	
緊急時の連絡先等	

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

医療機関名

電 話

(F A X .)

医師氏名

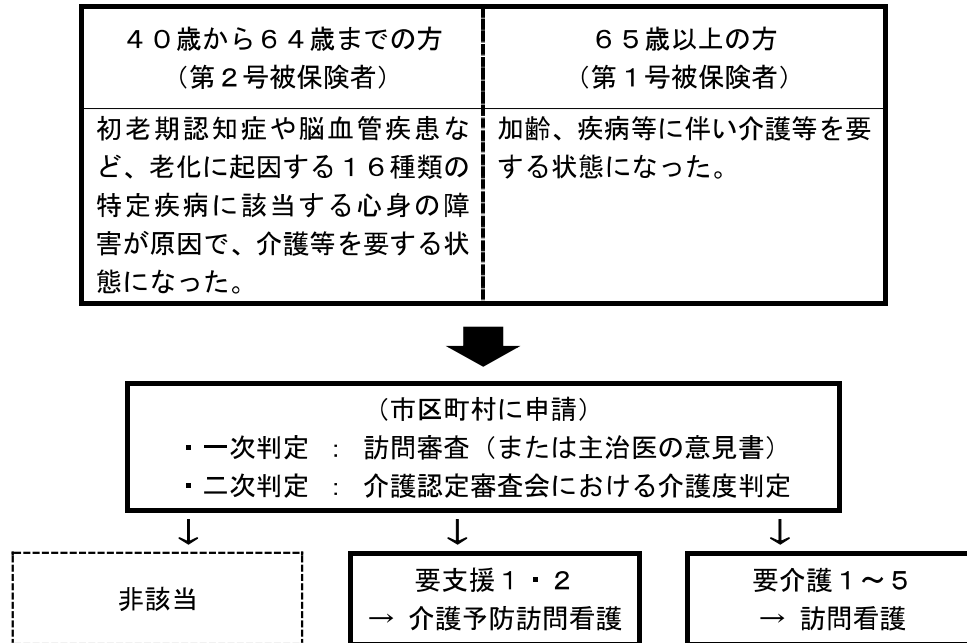
印

事業所

殿

訪問看護を実施する際の保険適用の考え方

利用者が介護保険の要介護被保険者等（要支援・要介護認定を受けた方）の場合、原則として介護保険法に基づく訪問看護費を算定します。



ただし、利用者が以下に該当する場合は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく指定訪問看護の費用を算定します。

「訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準」(平成18年厚生労働省告示第103号 第4)

◆指定訪問看護に係る厚生労働大臣が定める場合

- 1 要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護の費用に要する額を算定できる場合
 - (1) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合
 - (2) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる名称の疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合
 - (3) 精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合
- 2 訪問看護基本療養費の注14ただし書及び精神科訪問看護基本療養費の注11ただし書に規定する所定額を算定できる場合
 - (1) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者に対し、前号(1)又は(2)に掲げる指定訪問看護を行う場合
 - (2) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設の入所者等であって、末期の悪性腫瘍であるものに対し、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行う場合
 - (3) 病院又は診療所に入院している者で、在宅療養に備えて一時的に外泊している者（次のいずれかに該当する者に限る。）
 - イ 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
 - ロ 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
 - ハ その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた者

3 訪問看護費

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489	1490	149
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

※ 1月以内の2回目訪問後、全訪問が完了する場合は、年報「被験者」の欄の「全訪問が完了する」と記載してください。

： 特設地区を管掌する機関との協働の促進、中間支援機関に対する小規模事業者支援、中間支援機関等に対する各種のサービス提供体制の強化等により、支所施設整備の円滑な実施を図るとともに、支所の利用を図うこと以外の、建物の利用人数20人以上にサービスを提供する場合は、支所施設整備の円滑な実施、当該施設整備の円滑な実施を図る。

告 示 等 一 覧

1 介護保険の第2号被保険者の特定疾病(介護保険法施行令第2条)

○ 介護保険の第2号被保険者が要介護・要支援認定を受ける疾病

- (1) がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- (2) 関節リウマチ
- (3) 筋萎縮性側索硬化症
- (4) 後縦靱帯骨化症
- (5) 骨折を伴う骨粗鬆症
- (6) 初老期における認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態)
- (7) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- (8) 脊髄小脳変性症
- (9) 脊柱管狭窄症
- (10) 早老症
- (11) 多系統萎縮症
- (12) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- (13) 脳血管疾患
- (14) 閉塞性動脈硬化症
- (15) 慢性閉塞性肺疾患
- (16) 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2 厚生労働大臣が定める疾病等(訪問看護費)

○ 要介護者・要支援者であっても、医療保険で訪問看護が行われる疾患等 (平成27年厚生労働省告示第94号 4(予防76))

- ・ 末期の悪性腫瘍(平成12年厚生省告示第19号で規定)
- ・ 多発性硬化症
- ・ 重症筋無力症
- ・ スモン
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 脊髄小脳変性症
- ・ ハンチントン病
- ・ 進行性筋ジストロフィー症
- ・ パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))
- ・ 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)
- ・ プリオン病

- ・亜急性硬化性全脳炎
- ・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・後天性免疫不全症候群
- ・頸髄損傷
- ・人工呼吸器を使用している状態

3 厚生労働大臣が定める状態(訪問看護費)

○ 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者 (平成27年厚生労働省告示第94号 6(予防77))

- イ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ 真皮を越える褥瘡の状態
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

4 厚生労働大臣が定める区分(訪問看護費)

○ 特別管理加算の区分(平成27年厚生労働省告示第94号 7(予防78))

- ・ 特別管理加算(Ⅰ)は、上記イに規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合
- ・ 特別管理加算(Ⅱ)は、上記ロ～ホに規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合

5 厚生労働大臣が定める地域(訪問看護費)

○ 特別地域訪問看護加算(平成24年厚生労働省告示第120号)

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村

- 4 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- 5 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島
- 6 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの